

「申請に対する処分」 基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	施業実施協定の変更の認可	
根拠法令・条項	森林法第10条の11の13第1項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>森林法第10条の11の13第1項 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、森林整備市町村の長の認可を受けなければならない。 2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定なし
	標準処理期間を設定できない理由	過去に審査実績がないため